

告 示

埼玉県告示第二百十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和三年七月四日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和三年九月十二日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和三年七月十一日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和三年十月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地
芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号
埼玉建産連研修センター

(三) 埼玉県草加市学園町一番一号
獨協大学

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

口 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続き

インターネットにより行うものとする。

イ 受験申込受付期間

令和三年四月一日（木）午前十時から令和三年四月十五日（木）午後四時まで

口 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込み」と。なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和三年四月七日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ることと。

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和三年六月九日（水）頃

口 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

（一） 発表の日

令和三年八月二十四日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和三年九月七日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

□ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和三年十二月二日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。